



時事寸考

こんにちは、施設長・医師の吉田晴彦です。多くの加工食品に下図のような表示がついていることは、ご存知でしょう。この「栄養成分表示」は、原材料名、保存法、アレルギー物質、賞味期限などとともに、2015年4月に施行された食品表示法で表示内容が規定されています。以前は健康増進法に基づく任意表示でしたが、新法により義務化されました。

表示例

栄養成分表示(1食(125g)当たり)	
熱量	64 kcal
たんぱく質	1.4 g
脂質	1.7 g
炭水化物	10.4 g
食塩相当量	1.4 g

上図にある5項目は、義務表示といって必ず表示しなければなりません。ただし「熱量」は「エネルギー」、「たんぱく質」は「蛋白質」「タンパク」などと表示しても良いことになっています。その他に飽和脂肪酸と食物繊維が推奨表示、n-3系脂肪酸(EPAやDHAなど)、n-6系脂肪酸(リノール酸など)、コレステロール、糖質、ナトリウム以外のミネラル類、ビタミン類が任意表示に指定されています。近年、悪玉扱われることの多いトランス脂肪酸は、表示区分の指定はないのに表示ルールは示されているという微妙な状態です。扱いについて議論がまとまらなかったようです。

以前は「食塩相当量」ではなく「ナトリウム」が表示されていたことに気付いた方もいるでしょう。日本では塩分摂取の目安が食塩量で表されるのが普通で、例えば「日本人の食事摂取基準」における食塩摂取目標値は18歳以上の男性1日8.0g未満、女性1日7.0g未満となっています。食塩摂取量は栄養成分表示の「食塩相当量」に基づいて計算できます。ではなぜ以前はナトリウム量が表示されていたかという、実際に測定しているのはナトリウム量であり、ナトリウムがすべて食塩、つまり塩化ナトリウム由来というわけではないという理由でした。ナトリウム量を2.54倍したものが食塩相当量になりますが、後者の方がはるかに解りやすいですね。

最近、話題となることの多い糖質制限食に関連して、任意表示の「糖質」と義務表示の「炭水化物」との関係はどうでしょうか。これは定義どおり「炭水化物」＝「糖質」＋「食物繊維」となっています。推奨表示の「食物繊維」量が示されていれば、「炭水化物」量は義務表示ですから「糖質」＝「炭水化物」－「食物繊維」で計算できます。

栄養科より今月の一押しメニュー

新年1月1日(日)～3日(火)は、おせち料理を取り入れた献立をご用意します。また、7日(土)の朝食には七草粥、11日(水)のおやつにはお汁粉(鏡開き)と、これからも季節感を大切にしながら、栄養バランスの良い食事を皆様にご用意させていただきたいと思っております。

食は健康の源です。しっかり食事を取り、元気にお過ごしください。



介護老人保健施設 シーダ・ウォーク
〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9
TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>
2017年12月25日発行 vol.115 編集:島田・谷本・大島

イベント・コンサート※内容等、変更となる場合がございます。

- ◆ 1月14日(土)ヴァイオリン・ヴィオラ・ピアノコンサート【NKKトリオの皆さん】
- ◆ 1月26日(木)ジャズコンサート【甲斐久仁江さん、鈴木史門さん】
- ◆ 1月28日(土)クラシック室内楽演奏コンサート【アンサンブル・コマエドの皆さん】



1階事務室よりお知らせ

年末年始の予定は下記の通りとなっております。ご不便をおかけいたしますが、ご了承ください。

○お申込み・ご相談受付・デイケア
2016年12月30日(金)～2017年1月3日(火) お休み



○ご面会時間
10時～20時(通常通り)
○1階事務窓口
9時～17時30分(通常通り)

面会時のお願い

インフルエンザ流行時期のご面会時には、マスクの着用と手指の消毒をお願いしています。マスクはご持参いただくか、お忘れの際は1階総合案内横の販売機でご購入をお願いします。なお、体調がすぐれない方のご面会は、お断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。利用者さんの感染症予防のため、皆様のご協力をお願いいたします。

Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただくこの連載ですが、今回のテーマは…

死亡保険金と特別受益Ⅱ

前回の記事では、原則として生命保険金が持ち戻しの対象にはならないことをお伝えしました。

しかし、最高裁判所は、生命保険金であっても一定の場合には、持ち戻しの対象になることを認めています。具体的には「保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が、民法903条の趣旨に照らし、到底是認することができないほどに著しいものであると、評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持ち戻しの対象となると解するのが相当である」としています(最決平16・10・29民集58-7-1979参照)。

この「特段の事情の有無」については、「保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人、及び、他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきである」とされています。

具体的な事案としては、相続開始時の相続財産の総額1億134万円に対し、生命保険金が1億129万円であった事案について、持ち戻しの対象になるとした判例があります(東京高決平17・10・27家月58-5-94)。また、相続開始時の相続財産の総額8423万円に対し、生命保険金が5154万円あった事案について、持ち戻しの対象になるとした判例もあります(名古屋高決平18・3・27家月58-10-66)。

ただ、財産の総額に対する保険金の額の比率がどれだけあれば持ち戻しの対象になるのかについて、明確な外延があるわけではありません。

不公平感をお持ちの方は、生命保険金を持ち戻しの対象にすることを考えてみるのも良いかもしれません。その折には、ぜひ一度ご相談ください。

桜丘法律事務所 弁護士 師子角 允彬
(電話)03-3780-0991 (WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp/>



シーダ祭



今年のシーダ祭は 10月23日(日)に開催いたしました。

利用者さん・ご家族の皆様と一緒に、普段と違うひとときを過ごすと共に、地域交流の機会として毎年開催しているものです。



職員手作りの出店の他、利用者さんの日頃の成果を披露



していただく作品展、ボランティアの方をお招きしてのパフォーマンスなど、さまざまなプログラムをご用意しました。今年は天候にも恵まれ、大勢の方にご参加いただきました。



「書道クラブ」の皆さんの達筆な作品を見てください！！

今年も「くまっし」は子供たちに大人気!!



利用者さんたちの「フラワーアレンジメント」もとっても綺麗♪

来年はさらに、利用者さん・ご家族・近隣の方々に喜んでいただけるようなシーダ祭になるよう、スタッフ一丸となって頑張ります！！